

地球温暖化対策推進法・・・温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）**1 背景**

平成9年の京都議定書を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを平成10年に定めたもの。これにより、閣議決定が必要な政府実行計画「地球温暖化対策計画」が策定されることになり、**地方公共団体においても計画の策定が義務付けられた。**

令和3年に、法律の一部改正が行われ、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行う旨の**基本理念**が加えられた。

2 法目的・基本理念（追加分）

太陽から受け取った地球のエネルギーの流れ、大気循環や海洋の状態等の気候系に対し、危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進する措置等により 2050 年カーボンニュートラルを図る。

3 国の地球温暖化対策計画（計画期間は2030年度末まで）

2050 年カーボンニュートラル宣言のとおり、2030 年度において、**温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す**。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくもの

〈主な対策・施策〉

- ・自治体が、再生可能エネルギーの導入促進区域を設定できるようにする。
- ・住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付けを拡大
- ・2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- ・データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- ・2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- ・優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減

気候変動適応法・・・気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）**1 背景**

気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策が平成30年に法的に位置付けられ、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画が策定されることになった。地方公共団体には、地域気候変動適応計画策定の努力義務が課せられた。

令和5年に、法律の一部改正が行われ、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策強化と熱中症アラートの法的位置づけが加えられ、熱中症対策実行計画が閣議決定された。

2 法目的・基本理念

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪であり、適応策を法的に位置付けることで、関係者が一丸となって効果的な適応策を推進していく。

3 国の気候変動適応計画（計画期間は概ね5年間。令和5年に一部改訂）

気候変動に起因して、日常生活をはじめ、社会・経済活動及び自然環境に影響が生じておらず、この影響が長期にわたり拡大するおそれがある。農業や防災等の各分野の将来影響の科学的知見に基づき、効果的な適応策の推進していくもの

〈主な対策・施策〉

- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
- ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ・ハザードマップ作成の促進
- ・熱中症予防対策の推進
 - 高齢者への予防情報の伝達、予防・対処法の普及啓発、気象情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や注意喚起 など
- ・気候変動の森林・林業への影響について調査・研究